

# 小 牧 市 分 別 収 集 計 画

（2023. 4～2028. 3）

小 牧 市

# 小牧市分別収集計画

## 1 計画策定の意義

わが国では、大量生産、大量消費に支えられ、大きな経済成長を遂げた。一方で安価な製品が大量に流通し、大量の廃棄物が発生し、自然環境へ多大な負荷を与え、環境破壊、天然資源の枯渇等の環境問題が社会問題となった。

近年は、循環型社会形成推進に関する各種制度の下、行政・経済界・国民等の主体的協力を得て、適正処理・3Rの推進の実績を積み上げてきた。一方、資源の有限性の下で、3Rの取組を加速させ、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」に移行することは世界共通の課題となっている。

本市においては、世界共通の課題である「循環経済」への移行をはじめ、尾張地域で初のSDGs未来都市として、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指したまちづくりを進めている。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、資源循環型社会形成を目的に、市民・事業者・市それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに、資源循環型社会形成の推進が図られるものである。

## 2 基本方針

本計画は、以下の基本方針に従い実施するものとする。

### 1) 市民・事業者・市の協働によるごみ減量化と再資源化の推進

市民・事業者・市がそれぞれの役割を自覚し、三者の協働によりごみの発生を抑え、資源を循環させる行動を実践することにより、ごみの減量化と再資源化を推進する。

### 2) 資源循環型社会に対応した効率的な分別収集の推進

市民、事業者に資源循環の意識を促し分別の徹底を図るとともに、効率的な収集方法や収集体制などの見直しを行うことにより、資源循環型社会に対応した効率的な分別収集を推進する。

### 3) 環境に配慮したごみ処理システムの推進

発生したごみを可能な限り再資源化するとともに、エネルギー活用も図れるよう計画的に施設の整備を行うことにより、環境に配慮したごみ処理システムを推進する。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(単位 t/年)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
スチール製容器	259	256	254	252	250
アルミ製容器	408	405	401	398	394
無色のガラス製容器	667	661	655	649	644
茶色のガラス製容器	517	513	508	504	499
その他のガラス製容器	119	118	117	116	115
飲料用紙製容器	184	182	180	179	177
段ボール製容器	1,136	1,126	1,116	1,106	1,097
その他の紙製容器包装	932	924	916	908	900
ペットボトル	708	701	695	689	683
プラスチック製容器包装	2,487	2,465	2,443	2,422	2,400
計	7,417	7,351	7,285	7,223	7,159

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため以下の方策を実施する。  
 なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

### ・市民・事業者への広報・啓発活動

ごみの減量化の推進には、市民・事業者の理解と協力が不可欠であり、意識の共有化が重要である。そのために、市民・事業者がごみの減量化について意識を高められるよう、よりわかりやすく啓発効果の高い情報提供を行うとともに、市としての説明責任を果たし、施策の透明性を高めていく。

例としては、広報やパンフレット、ホームページ、スマートフォン向けのアプリケーション等を活用して情報提供を行う。また、出前講座や各施設の施設見学の実施等により、市民に対する啓発活動を行うとともに、事業者に対してもごみの減量への協力を求める。

また、外国人に向けては、外国語（7か国語）に対応したスマート

フォン向けのアプリケーションの活用を案内する。

・ごみの発生抑制・再資源化

市民には、ごみの排出者としてごみ出しルールを守るだけでなく、できるだけ家庭からのごみの排出を少なくする行動が求められる。

そのため、消費者として廃棄分の少ない商品の選択や日常生活でごみを出さないように心がけるなど、生活様式の見直しが必要となる。

また、不用品が発生した場合でも、再使用などによりごみにしない、ごみとして出す場合でも分別を徹底し、再資源化することを促進していく。

例としては、買い物袋の持参や簡易包装などのごみの減量化や再資源化に配慮した消費行動を促進するなど。

**7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分**

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定める。

また、収集に係る分別の区分は、次表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶
主として ガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 無色のガラス製容器</li> <li>— 茶色のガラス製容器</li> <li>— その他のガラス製容器</li> </ul>	空きびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位 t)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
主としてスチール製の容器	81	80	80	80	79
主としてアルミ製の容器	141	141	140	140	139
無色のガラス製容器	(168)	(167)	(166)	(166)	(165)
茶色のガラス製容器	(138)	(137)	(137)	(136)	(136)
その他のガラス製容器	(90)	(90)	(89)	(89)	(89)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	11	10	10	10	10
主として段ボール製の容器	574	572	570	568	566
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	—	—	—	—	—
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(410)	(408)	(406)	(405)	(404)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(2,118)	(2,110)	(2,102)	(2,094)	(2,087)

注1：括弧内の量は、指定法人による引取り予定量を示す。

注2：「主として紙製の容器包装であって上記以外のもの」については「雑がみ」として禁忌品等も含めて収集しており、排出量が把握できないため、分別収集量には含めていない。

## 9 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、市民団体による集団回収や民間の設置による資源回収コンテナの普及が進んでいるアルミ製容器、飲料用紙製容器、段ボール製容器等については、引き続きこれらの回収ルートを活用していく。

雑がみは、平成29年度より、その他の紙製容器包装以外にも感熱紙等の資源化が困難な紙も併せて収集し、すべてを民間業者に引き渡し、資源化を行う。

また、平成31年度より飲料用紙製容器、段ボール製容器については、従来の行政回収を集団回収方式に変更し、各行政区（自治会）に対し、売払い金額の還元を行うことにより、排出の促進を図る。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	空き缶	集団回収 市（委託）	民間業者 市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	空きびん	市（委託）	市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	集団回収 資源回収コ ンテナ 市（委託）	民間業者 市（委託）
	段ボール製容器	段ボール		
	その他の紙製容器包装	雑がみ		
プラスチック	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのも	ペットボトル	市（委託）	市
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	市（委託）	市（委託）



10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

空き缶、空きびん、ペットボトルについては、現在、当市のリサイクルプラザで選別、圧縮、保管を行っているが、引き続き当該施設を活用していく。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空き缶	袋	4 t パッカ 一車	リサイク ルプラザ
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	空きびん	袋	4 t ダンプ 車	リサイク ルプラザ
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	飲料用紙パ ック	縛る	4 t ダンプ 車	民間業者
段ボール製容器	段ボール	縛る	4 t パッカ 一車	民間業者
その他の紙製容器包装	雑がみ	紙袋 袋	4 t ダンプ 車	民間業者
主としてポリエチレン テレフタレート (P E T) 製の容器であって 飲料又はしょうゆその 他主務大臣が定める商 品を充てんするための もの	ペットボト ル	袋	4 t パッカ 一車	リサイク ルプラザ
その他のプラスチック 製容器包装	プラスチッ ク製容器包 装	袋	4 t パッカ 一車	民間業者

## 1 1 その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、学識経験者からなる小牧市廃棄物減量等推進審議会で審議を行い、市民や事業者の意見、要望を踏まえ、三者が協力して分別収集の推進を図る。
- ・ 市長が委嘱するこまき環境保全推進員は、地域に密着した活動を行っているので、こまき環境保全推進員制度等を活用しながら地域住民の協力を得て、分別収集の推進を図る。
- ・ 子ども会など市民団体による集団回収を促進するため、引き続き奨励金の交付、優良団体の感謝状贈呈等を行い、団体を支援する。
- ・ 民間による紙製容器包装類等を対象とする古紙回収コンテナ設置の推進を図る。
- ・ 古紙・古布類の集団回収を、市、区長会、古紙組合の3者で契約締結した上で実施し、区に対して売却金を還元することで、分別収集の推進を図る。